

第13節 環境

1 環境に関する取組

近年は、地球温暖化対策について国際的な議論が活発化するとともに、国内においても CO₂ 削減や循環型社会の構築について国民意識がより高まり、各方面において自主的かつ多様な取組が積極的に行われるようになってきている。

政府の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを定めた環境基本計画は、平成6年度の第一次計画、平成12年度の第二次計画、平成18年度の第三次計画、平成24年度の第4次計画に続き、平成30年4月に第5次計画として閣議決定されている。同計画では、環境政策を通じ「持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を構築し、「課題解決先進国」になることが目標とされ、

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ② 国土のストックとしての価値の向上
- ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④ 健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

が環境政策の重点戦略として設定されるとともに、今後の環境政策の展開として「環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化」「環境政策の原則・理念を前提とした国際・国内情勢等への的確な対応」「「持続可能な開発目標」（SDGs）の考え方の活用」が新たに提示された。

平成27年(2015年)9月の国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）として2030年を期限とする包括的な17の目標及び169のターゲットが設定されており、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととされている。また、平成27年(2015年)12月に採択されたパリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することとされ、今世紀後半に温室効果ガス的人為的な排出と吸収を均衡させるよう、排出量を急激に削減することを目標としている。さらに、平成28年(2016年)5月のG7伊勢志摩サミットの首脳宣言において、パリ協定の可能な限り早期の批准、受諾又は承認を得るよう必要な措置を執ることにコミットすること、世界経済の脱炭素化を可能にするエネルギーシステムへの転換に向けた取組を加速することを決意し、温室効果ガスの削減を伴う経済成長を確保するため、新たなエネルギー技術支援、クリーンエネルギー及びエネルギー効率向上への更なる投資にコミットすることとしている。

最近では、令和2年(2020年)9月の菅政権発足後、菅総理大臣は第203回臨時国会での所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言した。また、令和3年(2021年)4月22日から23日まで、米国主催により気候サミット「Leaders Summit on Climate」がオンライン形式で開催さ

れ、その中で、菅総理大臣は、2050年カーボンニュートラルの長期目標と総合的で、野心的な目標として、我が国が、2030年度において、温室効果ガスの2013年度から46%削減を目指すことを宣言するとともに、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく決意を表明した。また、経済と環境の好循環を生み出し、2030年の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、政府として再生可能エネルギーなど脱炭素電源を最大限活用するとともに、企業に投資を促すための十分な刺激策を講じるとの方針を表明した。

一方、北海道においては、平成20年7月に閣議決定された第7期北海道総合開発計画において、地球環境問題がキーワードの一つとなった。課題認識において「地球環境問題の深刻化は大きな懸念であり、持続可能な経済社会の形成の先導と美しい国土の継承が我が国の課題である」とされ、戦略的目標の一つとして「水の豊かな北の大地～持続可能で美しい北海道の実現」を掲げ、「北海道の豊かな自然環境の保全・再生に取り組み、国民共通の資産として将来にわたって着実に継承していくとともに、地域の自然を最大限に活用し、美しい四季の風景等を保全・創出していくことにより、雄大な自然の恵みを体感できる北海道づくりを進める」としていた。

平成28年3月に閣議決定された第8期北海道総合開発計画では、「世界の北海道」をキャッチフレーズに、地域の発展と我が国の課題解決に貢献するため、「世界水準の価値創造空間」の形成を目指していくことを2050年の長期を見据えた計画のビジョンとした。この「世界水準の価値創造空間」の形成に向けて、大規模災害等に対する懸念や環境・エネルギー面での地球規模での制約が顕在化する中、自然災害等による被害を最小化するとともに、北海道の豊かな自然環境や豊富な再生可能エネルギー源、首都圏等との同時被災リスクの低さ等を活用して、人々の暮らしの安全・安心が確保された強靱で持続可能な地域経済社会を確立する、「強靱で持続可能な国土」を目標の一つとしている。

第7期及び第8期計画を受け、北海道開発局では、自然共生社会の形成、循環型社会の形成、低炭素社会の形成を目的の柱とする環境施策「北海道環境イニシアティブ」を展開している。このうち、湿原を保全する取組や建設工事現場における環境対策「エコ・コンストラクション・イニシアティブ」では、泥炭やホタテ貝殻、すき取り物、間伐材などの有効活用を図る取組、「環境家計簿」によるCO₂・燃料の削減効果の見える化、小電力発電・大規模太陽光発電装置の導入、北海道水素地域づくりプラットフォームの活動などによる再生可能エネルギーの利活用推進等、先駆的な取組を実施している。

2 北海道開発局環境基本方針

国土交通省は、環境基本法に基づく政府の「環境基本計画」を踏まえた「国土交通省 環境行動計画」を平成16年6月、平成20年7月、平成26年3月に策定、平成29年3月に一部改定を行い、環境に対する取組を強化してきた。

北海道開発局では、平成12年に北海道の総合的な開発を進める上で環境に関して組織的に取り組むべき方向や考え方を「北海道開発局環境保全基本方針」として策定した。また、第7期北海道総合開発計画に基づき、平成21年3月には前方針を見直し、新たに「北海道開発局環境基本方針」（以下「基本方針」という。）として策定し、さらに、第8期北海道総合開発計画の閣議決定、国土交通省環境行動計画の改定等を踏まえて、平成30年12月に改定を行っている。

基本方針の改定においては、第8期北海道総合開発計画の戦略的目標である「恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成」を基本理念として、①自然共生型社会の形成、②循環型社会の形成、③低炭素社会の形成、④気候変動に適応した地域社会の形成、⑤北海道の個性的な景観の継承に努めることを基本的な考え方としている。

また、取組の推進に当たっては、「北海道開発局環境会議」を設置し、北海道開発局が行う環境に関する施策の連携及び調整を図るとともに、多様な主体との連携・協働により、先駆的・先導的な取組として、「北海道環境イニシアティブ」を積極的に推進することとしている。

3 北海道環境イニシアティブの取組

北海道環境イニシアティブとは、第7期、第8期北海道総合開発計画に基づき進める施策の一つであり、北海道の優れた資源・特性を活かした、全国にも役立つ、環境面での先駆的・実験的な取組を、多様な主体の連携・協働によって推進し、持続可能な「自然共生社会」「循環型社会」「低炭素社会」の実現に寄与することを目的とするものである。具体的には、環境対策を促進するための制度・仕組みの試行・導入及び当該取組の普及・浸透を図り、先導的な環境対策の充実を図ることであり、国土交通省環境行動計画の取組施策の一つとして「北海道環境イニシアティブの推進」が掲げられている。

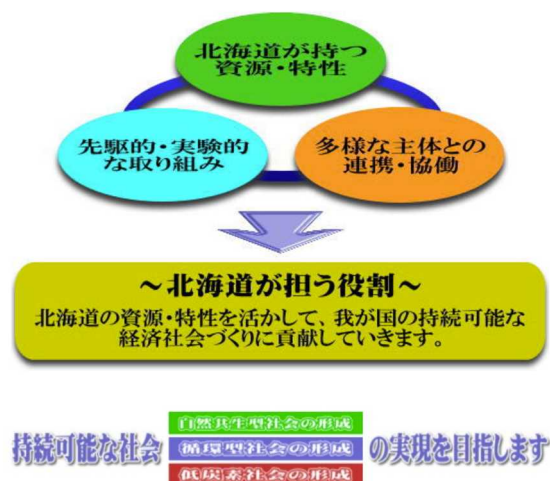


図 2-13-1 北海道環境イニシアティブの概念図

北海道開発局は、河川、道路、港湾、漁港、農業、空港、営繕など公共施設の整備を行う北海道における総合官庁であり、それらの整備に当たっては、環境に対する配慮を常に意識し、持続可能な「自然共生社会の形成」「循環型社会の形成」「低炭素社会の形成」の実現に向けて、様々な先駆的・先導的な取組を行ってきている。

これらの取組の中から近年行っている代表的な事例について、以下に紹介する。

(1) 自然共生社会の形成

ア 自然環境の保全と多様な生物の生息環境への配慮

生物多様性の保全としては、北海道の豊かな自然や多様な動植物の生息・生育環境（河川、湿原、藻場、干潟、森林等）を保全する取組を実施している。

（ア）自然再生の取組

北海道開発局では、自然再生推進法のもと、行政機関、地域住民、NPO などの関連機関と連携しながら様々な自然再生の取組を実施している。

釧路湿原（国立公園）は、ラムサール条約登録湿地であるが、自然の摂理を超える速さで乾燥化が進み、近年 50 年間で湿原面積が 2 割減少し、植生の急激な変化も見られており、その保全・回復が緊急の課題となっている。

特に、直轄事業の旧川復元事業においては、直線化した河川を蛇行河道へ復元することにより、自然景観の回復はもとより、河川に多様な流れを持たせて魚類等の休息場を確保したり、地下水位の上昇と冠水頻度を増やすことで湿原本来の湿性植物群を再生したり、蛇行区間等で河川を氾濫させることにより下流湿原内への土砂流入の抑制を期待するなどの効果を見込んでいる。このほか、流入河川や農地から湿原地帯への土砂流入対策などを行っている。

サロベツ湿原（国立公園・ラムサール条約登録湿地）においては、湿原と農業地帯が隣接し、それぞれの土地利用に適した地下水位に差があることが要因となって、お互いの土地に悪影響を及ぼし合っている。湿原では農地に適した低い地下水位に影響され乾燥化が進み、農業地帯では湿原に適した高い地下水位に影響され泥沼化している。このため、それらの境界に緩衝地帯を設け、地下水位をその区間で徐々に変化させることにより、それぞれの土地に適した地下水位を実現することに成功した。

(イ) 自然環境を保全し、多様な生息環境に配慮した取組

良好な自然環境が保全されている地域では、道路によって野生動物の生息地が分断されることによる生態系への影響も懸念されている。このため、野生動物の生息地保全や移動経路の確保、生息地の分断の軽減等、多様な生物の生息環境に配慮した道路構造を採用することで自動車との衝突事故の抑制を図るとともに、生態系の保全に努めている。

また、北海道においてはエゾシカが急増し、道路周辺に出現する機会が多くなっており、車との衝突事故も増加傾向にある。

これに対し、道路敷地にエゾシカが侵入しないよう、道路の両脇に進入防止柵や横断施設などを設置することにより、エゾシカと人との棲み分けを行い、無用な衝突を避ける取組に加え、ドライバーへの危険周知や啓発活動等のソフト対策の実施、更なる衝突事故抑制のため新たな取組

○釧路湿原における自然再生に向けた取り組み



蛇行河川の景観（復元後）



湿原植生の再生状況

図 2-13-2 釧路湿原における自然再生に向けた取組

○サロベツ地区における湿原と農地の共生



図 2-13-3 サロベツ地区における湿原と農地の共生

も試行されている。

積雪寒冷な気候の北海道においては、地吹雪や吹きだまりが起りやすく冬道の大きな交通障害となっているが、安全対策として通常設置する鋼製の防雪柵の代わりに、防雪林の道路両脇への植樹又は周辺の自生種から種子採取・苗木育成する手法など自生種を用いた植樹を行い、樹林の持つ防風、防雪、土砂緩止、^{かんし}景観保全などの多様な機能を積極的に活用することとしている。

なお、これらの植樹及び手入れの一部は地域との協働で進めており、これに関連して在来種を用いた北海道独自の植樹技術の開発についても、専門家と協力しつつ力を入れている。

また、グリーンインフラの取組として、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能な魅力ある地域づくりとして、千歳川の舞鶴遊水地において地域の関係者が参画した「タンチョウも住めるまちづくり検討協議会」を平成28年9月に設立し、生態系ネットワークを構築する取組を進めている。

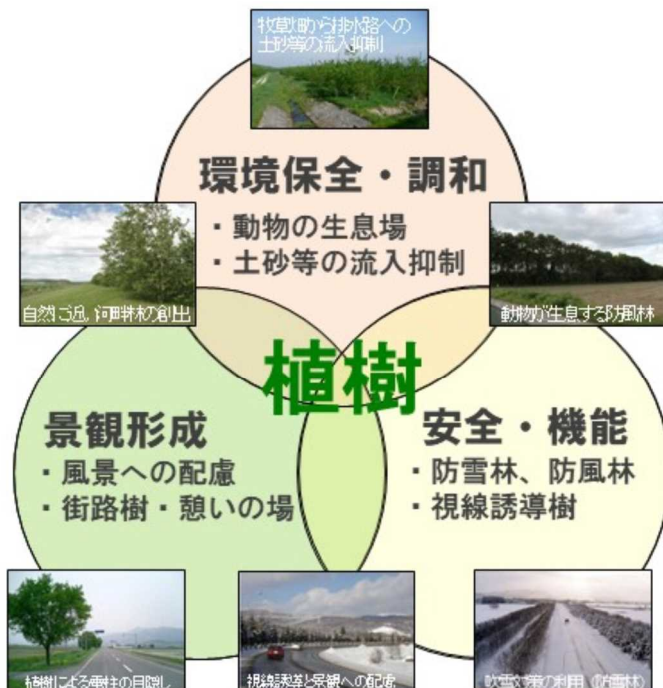
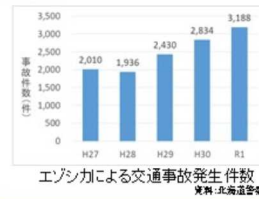


図 2-13-6 事業における植樹の取組

○エゾシカとの衝突事故対策



～啓発活動～

運転免許試験場での出前講座

関係機関での出前講座の実施や、道の駅・レンタカー会社等でのリーフレット配布、ラジオ・街頭放送等によりドライバーに対して衝突事故の危険を周知し、安全運転を呼びかけられています。

衝突事故の危険を周知するリーフレット

～新たな取り組みの試行～

鹿対策ブルーピング

舗装面に溝(ブルーピング)を刻け、自動車が行く際に特定の周波数の走行音を生じさせることでエゾシカの接近を防ぐ。

注意喚起

路面標示や看板によってドライバーに注意喚起し、スピードダウンを促す。

図 2-13-4 エゾシカとの衝突事故対策

○野生動物に配慮した道路構造

～生態系に配慮した道路構造の例～



図 2-13-5 野生動物に配慮した道路構造



図 2-13-7 舞鶴湧水地のグリーンインフラの取組

(2) 循環型社会の実現

ア 廃棄物を減量するためのリユース・リサイクルの推進

北海道開発局では、地域資源の有効利用の観点から、従来廃棄物としていたものをリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）することに取り組んでいる。

ホタテは北海道を代表する食材であるが、その貝殻は従来、廃棄物処理をしていた。しかし、最近では、漁港の防波堤のケーソンの中詰材として一部砂に代替して使用したり、金網カゴにホタテ貝殻を充填したものを海底に設置し、水生生物の生息場として利用したり、畑地の地下排水用の埋設管の周辺に充填する疎水材などとして利用している。

また、道東などの大規模酪農地帯において、乳牛が排出するふん尿は従来産業廃棄物として処理されていたが、これに水を加えて攪拌・発酵させ、牧草地に有機肥料として散布することで、購入肥料の節減に加え、牧草の収量を増加させることが可能となっている。

○家畜ふん尿を有機肥料として利用(肥培かんがい)



図 2-13-8 循環型農業の取組イメージ

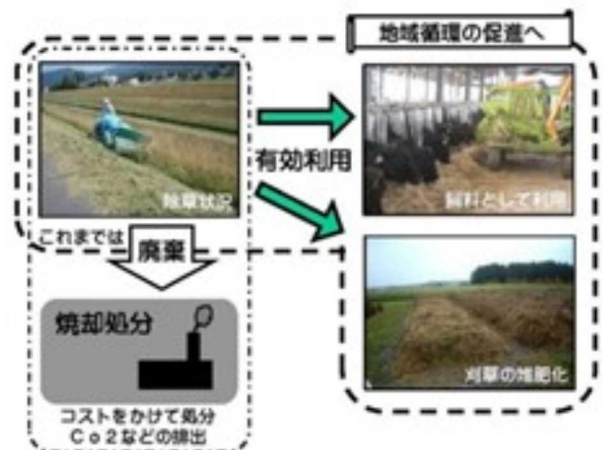


図 2-13-9 資源バンク（刈り草バンク）



図 2-13-10 資源バンク（土砂バンク）

(3) 低炭素社会の形成

ア 再生可能な未利用エネルギー等の活用による温室効果ガスの排出量削減

北海道には、風力、太陽光、雪氷冷熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー源が豊富に存在する。これらの資源を活用して、再生可能エネルギーを利用する新しい技術やシステムを積極的に導入し、二酸化炭素排出量の削減を図り、地球環境負荷を低減する取組を実施している。

北海道開発局が管理するダムでは、管理に必要な電力を賄ったり、水利施設の維持管理費軽減に寄与する観点から、河川維持用水等を利用して発電を行う小水力発電の導入を進めている。

また、北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーの活用について、水素を利用することにより促進させるとともに、水素を活用した地域づくりを目指すことを目的に、国、地方公共団体、有識者、民間企業等が参加する「北海道水素地域づくりプラットフォーム」が平成 27 年 5 月に設立された。この中では、水素を活用した企業等の取組の情報提供をはじめ、水素を活用した地域づくりの方針に関する会員間の意見交換、情報交換や先進地域の視察、地域づくりに関する地方公共団体への支援などを柱に活動を行っている。

○小水力発電の導入

～運用中の管理用発電施設「滝里ダム（芦別市）～



滝里ダム管理用発電設備

滝里ダム全景

～運用中の管理用発電施設「当永発電所（当麻町）～



当永発電所全景

小水力発電施設

図 2-13-11 小水力発電の導入



帯広第 2 地方合同庁舎(帯広市)

太陽光発電装置

発電量を見る化



道の駅「あびら 051 ステーション」太陽光発電設備(安平町)

図 2-13-12 太陽光エネルギーの利用促進

また、官庁施設に加えて地域防災計画に位置付けのある道の駅においても太陽光発電設備を設置することにより、再生可能エネルギーの活用促進が図られており、後者においては、再生可能エネルギーを活用した防災機能強化が図られている。

(4) 新たなエネルギーの建設現場への活用に関する先駆的・実験的な取組

ア 自然エネルギーの利用による削減

工事事務所、標識等において風力、太陽光などの自然エネルギーを利用することにより、電力や発電機に要する燃料を削減している。



イ LED照明の利用による削減

現場事務所や工事現場で使用する照明器具をLEDとすることで、使用電力量や発電機の燃料消費量を削減している。



ウ ICT（情報化）施工による削減

ICT（情報通信技術）を利用し、施工効率の向上、施工時間の短縮により、CO2 排出削減に寄与している。

図 2-13-13 CO2 削減活動事例

(5) 北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブの推進

ア 北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブの枠組み

北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブは、「北海道環境イニシアティブ」の一環として、社会資本整備の実施段階において、発注者と受注者が連携しながら、工事目的物や施工プロセスにおける環境対策等について先駆的・実験的な取組を行うものであり、「自然共生社会の形成」「低炭素社会の形成」「循環型社会の形成」を取組項目とし、それぞれの対策効果を十分に留意しながら実施を進めているところである。

北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブの展開に当たっては、「先駆的・実験的環境対策の推進」「制度・仕組みの先導的導入」の二つの視点から推進している。

「先駆的・実験的環境対策の推進」とは、国が率先して環境技術対策や取組をモデル工事等で積極的に活用し、これらの一般化や標準化など、浸透・普及のため先導的な役割を果たすものである。北海道の資源・特性を生かし、農水産業や地元商工会議所など地域産業と建設工事が連携した取組や、新たな技術の建設現場における活用を進めるものである。

一方、「制度・仕組みの先導的導入」とは、現場での環境対策を後押しする制度・仕組みを実施又は試行するものである。産廃物を資源と捉え、地域内における地産地消を目指す資源情報の一元化及び情報提供の仕組みの構築や、多様な主体との連携の枠組みによる技術的課題の検討などがある。

イ 取組内容

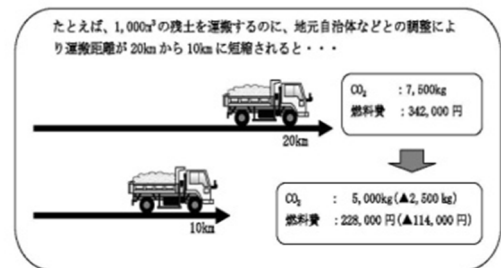
これまで、「先駆的・実験的環境対策の推進」としては、地域内リサイクルを目的とした農業用暗渠排水の疎水材へのホタテ貝殻の利用、自治体との連携による泥炭の有効利用などに取り組んできた。また、「制度・仕組みの先導的導入」としては、資源の地産地消を目指した資源（土砂・刈草）バンクの創設、環境家計簿による現場排出のCO₂削減及び建設コスト削減の見える化の実施、すきとり物による法面緑化、間伐材の有効利用などに取り組んできたところである。

北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブは、平成20年に取組を開始している。北海道の優れた資源・特性を生かした先駆的・実験的な取組を積極的に推進するとともに、制度・仕組みの導入や連携の拡大などを行ってきたところであり、今後、これらの取組を一層充実させるとともに、新たな取組を発掘するなど、取組の幅を広げていくことが重要である。



担当事務所・工事情報				土砂情報 [m ³]					備考	
事務所等名	担当係名	施工市町村名	工事名	8月	9月	10月	11月	...		土質
〇〇開発建設部 △△事務所	〇〇係	札幌市北区	〇×△改良工事	-2,000		-3,500		...	砂質土	現場にストック有 (3千m ³ 堆積可能)
〇〇開発建設部 △△事務所	〇〇係	札幌市中央区	□☆◎下部工事		+1,500	+1,500	+1,000	...	粘性土	札幌市内なら運搬可 (50km以内)
...	

図 2-13-16 資源バンク（土砂バンク）



- ◆チェックリスト
- 残土・不足土情報交換システムにより周辺自治体等との調整は出来ないか？
 - 適切な運搬経路を選択しているか？

図 2-13-17 環境家計簿

(6) 環境教育等の推進

技術的な取組のほか、自然環境を生かした地域づくりを目指す自治体・教育機関・NPOなどと連携して環境教育を推進している。河川・ダムや海辺においては、水生生物調査、海中や干潟での生物観察会、水質調査、自然観察会、自然学習会などの自然体験活動を通じて自然環境保全への関心を高めてもらふことを目的とした教育活動の支援にも力を入れている。



図 2-13-18 環境教育の推進

4 景観

(1) 景観アセスメント（景観評価）システムと景観整備方針の作成

国土交通省は、平成 19 年 3 月に同省が所管する公共事業における景観検討の基本的な枠組みを示すものとして「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」を定めた（平成 21 年 4 月改定）。この中で、適切な景観評価を含む景観検討を実施するために、当該事業の影響が及ぶ地域住民その他関係者や学識経験者等の意見を聴取しつつ事業を実施するための手順及び体制が定められている。

北海道開発局は、平成 23 年 3 月に上記方針の局内運用方針を定めるとともに、災害対応や維持・管理に関するものを除く全ての事業を「重点検討事業」、「一般検討事業」及び「検討対象外事業」に区分し、それぞれについて景観整備の基本的な考え方、具体的方針等をまとめた景観整備方針を作成した（平成 27 年 5 月改定）。

5 環境影響評価

(1) 環境影響評価の実施

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）は、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立・干拓、土地区画整理事業等の開発事業のうち、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価の手続の実施を義務付けている。

北海道開発局では、同法に基づいた環境影響評価を平成 11 年度から平成 23 年 3 月末までに 5 件（同法施行前からの移行措置の対象となった 3 件を含む。）実施した。

表 2-13-1 環境影響評価一覧（法手続によるもの）

事業名	種別	区分				方法書	準備書	評価書
		閣議 アセス	法 アセス	北海道 条例	都市 計画	縦覧	公告 縦覧	公告 縦覧
小樽都市計画道路 1・3・1 小樽山手通及び 余市都市計画道路 1・3・1 余市望海台通 (余市町～小樽市 自動車専用道路)	道路	○	○		○	—	H11.5	H11.12
一般国道 39 号北見バイパス (北見市～端野町)	道路	○	○			—	H11.4	H13.4
地域高規格道路 旭川十勝道路 (中富良野町～富良野市)	道路	○	○			—	H11.3	H13.4
函館圏都市計画道路 1・4・3 新外環状道路	道路		○		○	H15.6	H17.9	H18.11
地域高規格道路道央圏連絡道路 (長沼町～江別市間)	道路		○			H17.5	H19.6	H21.1

(2) 環境影響評価法の改正

環境影響評価法附則第 7 条では、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とこととされている。

法の完全施行から 10 年が経過し、施行を通じて浮かび上がった問題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が、平成 23 年 4 月、第 177 国会にて可決・成立、公布され平成 25 年 4 月から施行された。

大きな変更点は、①計画段階での影響評価（いわゆる戦略的アセスメント）の実施、②方法書説明会の実施、③電子縦覧の義務付け、④事後評価の実施である。

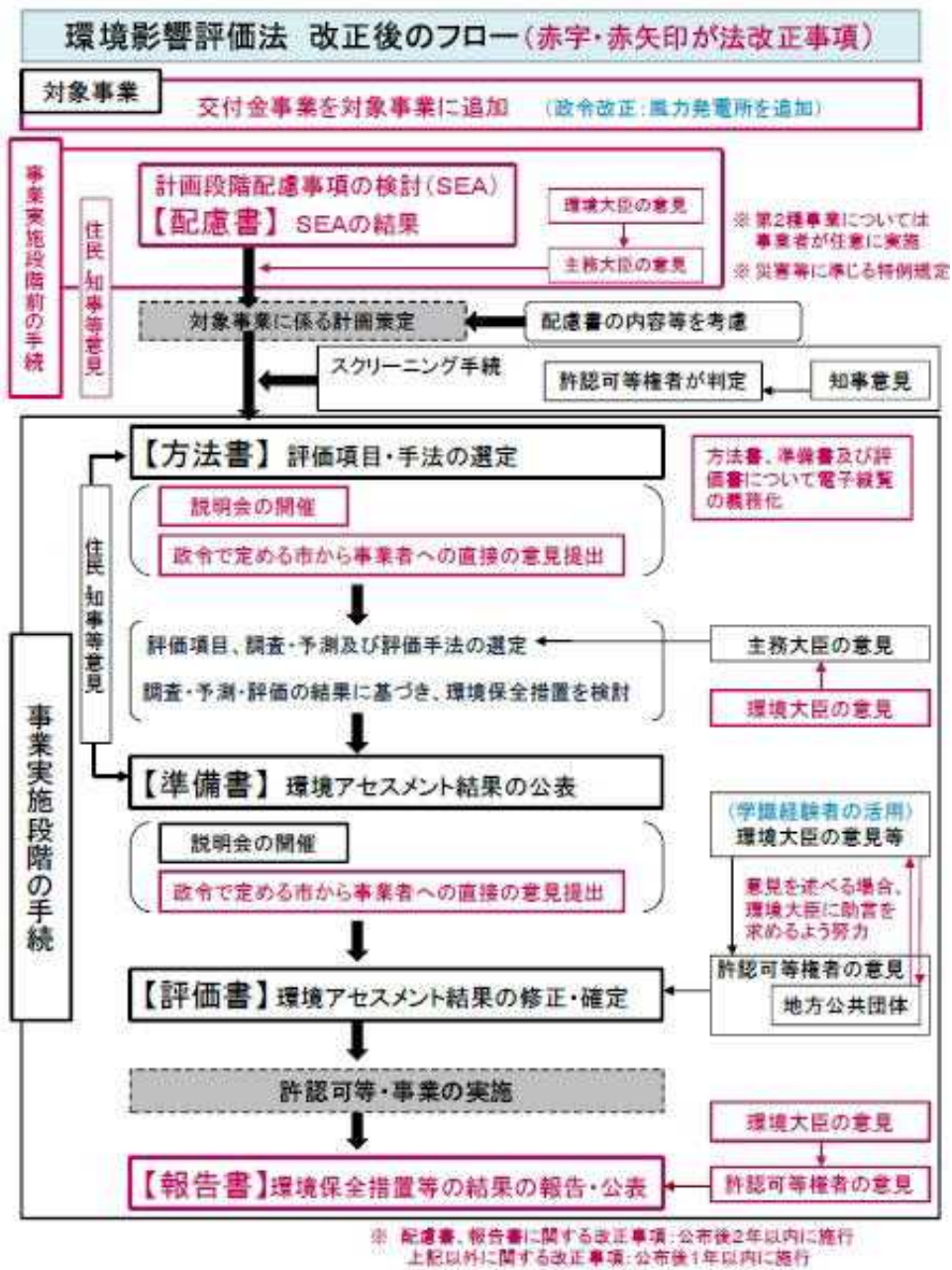


図 2-13-19 環境影響評価法の改正

6 地球温暖化防止に向けた取組

国土交通省においては、地球温暖化防止に向け「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実施すべき措置について定める計画」（平成 29 年 3 月 22 日国土交通省環境政策推進本部決定）を定め、2013 年度を基準として、温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 40%削減することを目標としている。

北海道開発局では、北海道開発局環境基本方針に掲げる基本理念の実現及び上記実施計画の目標達成に向けて、庁舎設備の省エネルギー化を進めるとともに、職員一人一人が日常業務において、自主的かつ積極的に環境に配慮した取組を行い、省資源・省エネルギー等に努めている。

エコオフィスの主な取組の内容は、以下のとおりである。

(1) 省資源・省エネルギー

ア 用紙類の使用量の削減に向けた取組

- ・ 両面コピーの徹底
- ・ 電子メール等を活用したペーパーレス化の徹底

イ 電気使用量の削減に向けた取組

- ・ 昼休みにおける室内照明の消灯減灯の徹底
- ・ 使用しない OA 機器の電源オフの徹底
- ・ 執務室における「クールビズ」、「ウォームビズ」の励行

ウ 燃料等の使用量の削減に向けた取組

- ・ アイドリングストップの励行
- ・ 環境に負荷の少ない運転（エコドライブ）の徹底

(2) 廃棄物の減量化、再利用及びリサイクル

- ・ 分別回収ボックスを設置し、紙、びん、缶、ペットボトルの分別回収の徹底
- ・ 文具、事務用品の再利用及び長期使用（ファイル類、文具等の再利用の推進、詰め替え可能な文具等の使用）

(3) 国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく施策の推進

- ・ グリーン購入法適合商品の調達
- ・ 低公害車等の導入